

こどもの家の指定管理者変更に伴う説明会

日時

令和6年3月16日（土）午後2時から3時40分

場所

津島市錬成館2階 柔道場

出席者

特定非営利活動法人放課後のおうち（理事長 谷口）

津島市役所（市長、健康福祉部長、子育て支援課長、子育て支援課グループ
リーダー、担当、担当課職員）

こどもの家利用者及び利用決定者

こどもの家指導員

（1）出席者紹介 津島市より出席者紹介

（2）市長説明

（津島市）

皆さん、こんにちは。市長の日比でございます。

今日は本当に天候がいい中ですね、この説明会の方にお出かけをいただきました。ありがとうございます。

まず、説明会に入る前にですね、この度、指定管理者の変更の件につきましてですね、皆様にご迷惑をおかけいたしました。心からお詫びを申し上げます。本当に申し訳ございませんでした。

それでは、着座にて説明をさせていただきます。

こどもの家の指定管理者の指定の白紙撤回の経緯について、そしてまた、なかなかこういう機会がございませんので、津島市の財政状況と全国トップクラスの津島市の子育て支援について、資料に基づいて説明をさせていただきます。

まず、学童保育につきましてでございます。

私が市長に就任する前の平成25年度と比較して、本市の本事業の指定管理料につきまして、予算を約3倍に引き上げることになりました。そして、資料にあります、これを見ていただくとわかります、この資料はですね、そのことでございます。令和2年におきまして、児童1人当たりのですね、学童への委託料、これは愛知県に54の市町村がございます。そのうちに上位の2番目、県内トップクラスの手厚い保育内容としておりました。

しかしながら、大変残念なことに、施設を利用する保護者の皆様からは、他

の自治体に比べると高額な保育料、そして父母会行事への参加などに関するご負担が非常に多いということを市長への手紙などで度々ご意見をいただいたところでございます。

例えば、ご存じのように、津島市は14,000円、稲沢市は4,000円、あま市・弥富市5,000円、愛西市6,000円というように、大変な差があるというように、直接お聞きをしておるわけでございます。ということでございましたので、現指定管理者の指定期間が今年度で終了することを踏まえまして、来年度以降の指定管理者の選定にあたりましては、公募というかたちで広く事業者から提案を募りたいと、そして学識経験者や施設利用者などで構成する選定委員会で公平にご判断していただくことになった次第でございます。

その選定委員会による審査の結果でございますが、こどもの家の指定管理者、優先交渉権者として「株式会社明日葉」が選定をされました。そして、令和5年第4回の市議会定例会において、指定管理者を明日葉とする議案が可決されました。

その後、明日葉は、まず指導員の皆様の継続雇用についての説明会を12月の27日、28日、そして今年に入って1月9日、10日、12日に開催をした他、指導員で構成した職員組合との協議を1月の19日、25日、29日、2月の8日に行っております。

さらには、こどもの家の現場視察といった引き継ぎを行いながら、指定管理者が変わることに伴う利用者向け説明会を8回、1月の20日、21日、27日、28日各午前、午後、そしてまた、新しい新1年生向け説明会を4回、2月の3日と2月の4日の午前、午後の合計、保護者の皆様には12回、市とともに開催をしております。

しかしながら、説明会では、手作り給食を強く望むご意見、また、利用料金については、午後5時まで5,000円、午後6時まで6,000円、午後7時まで7,000円と、時間で変わる利用料金、また1回500円の延長料金に対する反対意見が続出いたしました。

また、指導員の継続雇用の進捗状況について担当から報告を受け、このまま明日葉に運営をお願いした場合、4月以降の運営に支障が生じるのではという危惧をしたわけでございます。

そこで、選定委員の皆様ならびに議員各位のご判断を考えますと、誠に苦渋の決断ではありましたが、NPO法人放課後のおうちの理事長さんに対しまして、指定管理者選定委員会、そして議員からご指摘がありました9つの是正項目を示させていただきました。

その内容を口頭ではありますが、お話をさせていただきます。

1つ目、貴法人、これは放課後のおうちさんのことでございますが、経営状

況が大幅に悪化しているため、これは令和4年度は△1,555万です。というように、悪化がひどい、大変だということで、会計専門の指導を受けるなどして収支改善を図ることをお願いをいたしました。

2つ目、貴法人の理事長様以外に経理及び事務が行える職員を雇用していただいて、同職員が指定管理業務に係る書類の作成及び提出を行うこと。また、通常業務における市との連絡調整については、原則、同職員が市担当課の業務時間内に行っていただきたい。

3つ目、市からの指定管理料及び保護者の利用料金については、こどもの家の運営に充てることとしていただきまして、他の団体への負担金の支出など、その他の目的に使用しないでいただきたいということ。

4つ目、こどもの家及び隣接する園庭や校庭以外で行われ、あるいは開所時間外で行われるイベントや給食などの自主事業を実施する場合は、事業計画書及び収支計画書、安全計画書を作成していただき、市と協議の上、その承認を受けていただくこと。

5つ目、上記4つの自主事業にかかる経費を指定管理者業務にかかる経費と明確に区分をしていただき整理をしていただくこと。また、自主事業を実施した場合は、指定管理者業務と区分して、事業の実績及び収支結果を市に報告していただきたいということ。

6つ目、指定管理者は、利用者の意見、要望などを把握していただき、業務改善に生かすよう努力することとされているが、利用者及び放課後児童クラブ、指援員、貴法人理事等で構成される津島市学童保育連絡協議会では、指定管理者と利用者との境界が不明瞭であるため、組織の見直しを図っていただくこと。また、保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生に授業終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全育成を図ることが事業の目的であるということを鑑みると、保護者の父母会への参加及び行事参加については、強制ではなく任意としていただきたいということ。

7つ目、公の施設の指定管理業務を担っていることを十分に認識をしていただき、情報発信にあたっては適切な文面及び内容としていただくこと。

8つ目、利用料金については、選定委員会において提案した金額としていただくこと。

9つ目、令和6年4月からの指定管理者としての管理運営に当たりまして、運営内容の変更などについて利用者の理解促進に努めていただくこと。

以上、長くなりましたが、議会そして選定委員の皆様からお出しいただいたこの9つの是正を前提に、4月以降も引き続きNPO法人放課後のおうちが運営をすることを了解されましたので、明日葉に白紙撤回を申し入れたものでございます。以上が、白紙撤回に市が至ったまでの経緯でございます。

先ほどお話をさせていただきましたが、せっかく資料がございいますので、もう少しお付き合いをしていただきまして、市の子育て支援についてを説明をさせていただきますと思います。

この資料をもう一度見ていただきますとありがたいんですが、津島市はですね、先ほどお話をいたしましたように、放課後児童健全育成事業、この事業を全力でサポートするというので、私が市長に就任させていただいてから、平成25年のところで見ただくと分かるんですが、指定管理料をですね、3,250万でございました。皆さん、ひょっとするとこの学童の事業を、市がですね、お金を払っていないというふうに理解をしていらっしゃるという方もみえるということでございましたが、それは違いますので、私が市長になった時には3,250万円でございました。それをですね、ここにみえる放課後のおうちさんと一緒になって、この令和2年度まで、まず令和2年度まででございますが、一緒になって国の補助金を取りに行くということでですね、様々なかたちで色々なご要望いただきました。

そんな中でですね、このようなことをしていただけるとありがたいというようなことを含めて、市は国の方に、いろんなかたちでですね、補助金を取りに行きました。その結果、当初3,250万であったのは、令和2年には1億、市の方からと言いますか、国の補助金も含めてでございますが、この学童さんへの指定管理料、これをですね、増やしてまいったわけでございます。約3倍になりました、ということでございます。そして今回、その約1億に令和2年になりました。その時の実績として、県のデータによりますと、愛知県で54市町村中2番目に多い1人当たりの指定管理料だということでございます。愛知県の平均が令和2年の時、約15万円です。津島市は1人当たり28万円、約倍の学童さんへの指定管理料をお出ししておると。一緒になってこの間努力してきたつもりでございます。でありますのでですね、この学童さんへの指定管理料、約1億になりました。

そして、学童さんの事業というのは2つのお金で賄っております。1つは先ほど言いました指定管理料、市からお出ししておる。もう1つは皆さんがお出ししている保育料でございます。この2つで運営がなされているということでございます。そして、大事なことは、この2つの予算で指導者の給料が払われているということです。津島市は、愛知県の平均の15万、1人当たりの倍の28万、令和2年の段階です、指定管理料を1億でさせていただいております。それは指導者の皆さんへの給料にもなっておりますし、ということでございます。

そして、今回新しく指定管理者を選定するにあたり、その指導員へ給料のお支払いすることも含めまして、約4割、1億3,700万円を公募をいたしまし

た、3,700万円上げてですね。もう愛知県でもうトップでございます。

学童さんへの指定管理料を約4割上げて指定管理の公募をしたということですね、なんか伝わってないようですので、ぜひ、このところをご理解をしていただけるとありがたいと思います。

そのようなことを1つ1つ今までは積み上げてきたとっております。これができるのも、実は、ここにあります徹底的な行財政改革、これもぜひ見ていただきたいと思います。10年前と津島市は変わりましたので、これも皆さんご理解してみえない方が多いので、改めて、この表の左の上、徹底的な行財政改革というのを津島市は断行いたしました。この9年間で効果が91億円でありますので、右の上にありますように、津島市の貯金がですね、平成25年は16億、今、45億。令和4年、愛知県で10位。1人当たりで行きますと、貯金が、37億。これは市だけで申しますので、名古屋を除く愛知県で7番目に貯金が多い市になったということです。これは、県の資料にあります。

そして、下の方、市の借金ですが、下から3番目を見てもらいますと、愛知県で4番目に津島市は借金が少ない市になったということです。この間、真ん中にありますが、平成30年から令和4年の間に、皆さんご存じのように、学校関係に約28億円投資をさせていただきました。ご存じだと思いますが、エアコンの設置、トイレの洋式化、1人1台タブレット。愛知県で初めてです、小中学校の体育館にスポットエアコンすべてつけたのは、昨年。全国でもトップです。プログラミング教育を。これトップです。全国でトップですので、これも小中学校、ご存じだと思いますが、来月、東京のビッグサイトで発表するそうです。その。というようなことでも全国トップです。これをですね、教育の柱に据えておるということでございます。

最後に、ちょっと時間が長くなってしまいますので、申し訳ございません。子育てトータルプランというのを昨年出しまして、これも、これをちょっと見ていただくとわかる。1枚だけめくっていただくと、今年はね、30事業、9億2,000万円です。そして、1枚だけ見ていただきますと、5つの子育て支援ということで、18歳までの子ども医療費の無償化、一昨年の10月から高校卒業まで完全無料化。そしてこれも、2番目が、全国でこれもトップです。2人目以降、0歳から2歳の保育料完全無料化、所得制限なしです。この効果はですね、本当に4万8000円から、1人。所得の多い方では年間62万4,000円です。これが無料です。

そして、保育所の副食費の半額、昨年から継続しております。そして、今回継続するのは小中学校の給食費の完全無料化。小学生でいくと5万1,000円です、年間。中学生は5万4,000円、これを令和6年度も継続いたします、というようなことですね。

副食費は2万9,000円、1人当たり。医療費は1人当たり4万2,000円ぐらいになります。この辺りは全て全国トップクラスの子育て支援、5つのということで、生まれる前から生み、育てるまで全てトータルプランをとということで、これまた見ておいていただければと思います。

様々なかたちで、ちょっと長くなってしまいましたが、申し訳ございません。このようにですね、まだPR不足でございますので、せっかくですので、今回このような機会をいただきましたので、この市の現状と子育てにける私の思いを伝えさせていただきました。長くなりましたが、どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。

(保護者)

新入生の方、入所説明会と料金が違うことについてご自身で説明された方がいいと思いますけども。説明会来ていただいた・・・

(津島市)

質問は後にさせていただきます。

(津島市)

はい、すいません。今ご質問等ございましたが次第の4のところでもとめて質問の時間を取らせていただこうと思います。よろしくお願いいたします。

(保護者)

料金の説明に関しては、申し訳ないんですけども、ちょっと質問、質疑応答の前にしていただいた方がいいと思いますんで、すいませんが、お願いします。

(津島市)

そのあとちょっと時間調整等がありますので、なんとかすいませんけど、お願いしたいと思います。

それでは、すいません、次第の3です。NPO法人放課後のおうちのご説明いたしまして、こどもの家の運営内容につきましてNPO法人放課後のおうち理事長よりご説明をお願いします。

(3) NPO法人放課後のおうち説明

(NPO法人放課後のおうち)

はい。本日は、お忙しい中、説明会にご参加いただきありがとうございます。

では、ちょっと座って失礼いたします。お手元に、「NPO法人放課後のおうち入所説明資料」というA3の紙があると思います。それに沿って説明をさせていただきます。

今、学童保育に通われている保護者の方も結構おみえになってるかと思いま

すので、今更みたいな話もありますけれども、先ほどちょっと質問がありましたように、保育料など変わる部分もありますので、ちょっと聞いていただけるといいかなと思います。

ちょっと個人的な話になるんですけど、私も18年前、子どもを学童保育に預けて働く保護者の1人でした。で、今いらっしゃる皆さんと同じ立場で学童保育に関わることになりました。その後、色々、本当に色々あってですね、NPO法人を立ち上げ、学童保育の運営、指定管理を任される団体として、今年で6年になります。

大きい会社とは違って、やはり素人が立ち上げたNPO法人なので、色々至らないところもありまして、前回の指定管理の選定委員会では、明日葉という会社に負けてしまいましたけれども、色々あって、また来年度から3年間、学童保育の運営、指定管理を任せていただけることになりましたので、先ほど市長からお話のあった是正項目についても真摯に受け止め、きちんと改善をして、皆さんが安心して学童保育に通っていただけるような運営を心がけてまいります。至らないところもたくさんありますが、いろいろご意見をいただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず、資料の1番ですね。「学童保育とは」っていうところなんですが、皆さんご存じかなと思うんですけども、一応書いておきました。

児童福祉法という法律に位置づけられている名称としてですね。学童保育ではなく、放課後児童健全育成事業っていう名前が正式名称です。ただ、通称として学童保育っていう名前の方が一般的になってますので、学童保育も放課後児童健全育成事業も同じものですよという理解で聞いていただければいいかなと思います。

放課後児童健全育成事業を行う場所が「放課後児童クラブ」と言います。なので、この後、私の説明の中にもクラブ、クラブという言葉が多分出てくると思うんですけども、クラブっていうのは学童保育のことだと思っていただければ大丈夫です。津島市はその学童保育を行う施設として「こどもの家」というものが設置されています。なので、こどもの家の指定管理者っていうことは、学童保育所の指定管理運営をしている事業者っていうことになります。ちょっと用語が色々あちこち行って分かりにくいかなと思うんですけども、ちょっとそういう整理の上で聞いていただければと思います。

基本的には、保護者及び65歳未満の同居の者全員が、就労、傷病、看護などで留守もしくは児童を監護することができないご家庭の小学生の子どもたちの毎日の放課後、夏休みなどは1日ですね、の生活を守る施設が学童保育所になります。

学童保育に子どもたちが入所して、安心して毎日の生活を送ることができる

ことによって、保護者も仕事を安心して続けることができますので、保護者の働く権利と家族の生活を守るという役割もあります。

津島市内には8つの小学校区があります。それぞれにこどもの家、学童保育所が設置されており、NPO 法人放課後のおうちが指定管理者として一括運営をしています。

指定管理者っていう、指定管理者制度っていうことも多分あまり耳慣れないかなと思います。そこの枠の中に書いておきました。津島市で言うと、この錬成館もそうなんですけれども、文化会館、図書館、天王川公園、そういった施設も全て指定管理で行われております。

2番にまいります。当法人の理念としてですね。運営理念は、「親と指導員がつながり合って、子どもたちに豊かな放課後を」。保育理念としては、「遊・育・学」～素直で思いやりのある子に～自分らしさを見つけよう」。この2つの理念のもと、運営、毎日の保育を行っております。

当法人が運営する放課後児童クラブは、指導員と保護者、また保護者同士の信頼関係やつながりを大切にし、子どもたちの豊かな放課後を保証し、健やかな成長、発達を支援しています。

学童保育っていうのは、あの習い事とか塾みたいに、お子さんが自分から行きたいと望んで行く場所ではないんですね。保護者の方が働かなければならない、ご家族の介護をしなければならぬ、子どもの面倒が見れない、そういった事情で親の都合で子どもを通わせている、通わせることになるのが学童保育所です。なので、だからこそ、子どもたちが毎日学童保育に帰ることを楽しみにできるような、学童楽しいよって、安心して毎日行きたいなって子どもたち自らが思ってくれるような場所にしていくことが必要だと考えております。そうすることで、保護者の方も安心して働ける子育て環境を目指しております。

利用時間としてですね、平日、学校がある日は授業終了後から夜7時までです。土曜日、その、ごめんなさい、その下2行、同じようなことが書いてあるんですけど、土曜日ですね。それから、学校の代休日、長期休業日、夏休み、春休み、冬休み、これは朝の8時から夜7時までの時間となっております。必ず7時までのお迎えをお願いいたします。この7時を過ぎて、1人でもお子さんが残っていると指導員も帰宅できません。主たる保護者による閉所時刻内のお迎えができない場合は、早めに保護者の方から、代わりにお迎えに来られる方と、その時間ですね、おじいちゃんが10分後に行きますとか、そういう連絡を指導員の方までお願いしたいと思います。また、どうしてもお迎えに来られる方が見えない場合は、ファミリーサポート制度っていうのもありますので、そちらもご活用ください。

2ページに行きます。

休所日ですね。学童保育のお休みの日は、日曜日、祝日、お盆の8月13日、14日、15日、それから年末年始、12月29日から翌年の1月3日まで、ここはお休みをいただいております。

5番、利用料金です。先ほどちょっと質問がありました。今現在通われている方は今現在の利用料金ご存じだと思うんですけど、そこからはやはり市に宛てた苦情もありまして、保育料を見直すというかたちで、来年度からの保育料をこのようなかたちにさせていただきます。

基本料金、月額、1、2年生が8,000円プラスおやつ代が2,000円。3、4年生は利用料金が月額7,000円プラスおやつ代が2,000円。5、6年生は月額が6,000円プラスおやつ代が2,000円です。

明日葉さんの説明会に参加された方は、時間によって、5時までが5,000円、6時まで6,000円、7時まで7,000円っていう説明があったかと思うんですけど、当法人は、ずっと時間で区切るのではなく、学年で区切って金額に差をつけております。そうしないと、その急な残業とか、道路が混んでるとか、電車が遅れたとか、いろんな事情でなかなかその時間通りにお迎えが難しいご家庭も出てくるかと思えます。時間で区切ってしまうと、なかなか子どもたちの、なんて言うんですかね、子どもたちが一緒に遊んでいる中で、5時にお母さんがお迎えに来た、じゃあ帰りますってなった時に、はいって言って急に遊びをやめて帰り支度をして素直に帰る子っていうのはあんまりないんですね。ほとんどいないって言った方がいいかなと思います。やっぱり一生懸命宿題をやっている、一生懸命何かの遊びをしているところに5時だから帰りなさいっていう時間の区切りをつけてしまうことは、やはり子どもたちにとってもストレスになりますし、延長料金が発生してくるとなると、お母さんもやっぱり焦ってしまう。お父さん、お母さんも焦ってお迎えに来て、焦って子どもたちを急かしてしまうっていうようなことがあると、やはりちょっと子どもたちのためには良くないのかなということもありまして、時間で区切ることはせず、ただ、高学年になりますと、やはり下校時間が遅くなったりとか習い事をしたりとかで、その利用する頻度がちょっと減っていくので、そのため、高学年になるにつれて保育料を下げるというかたちにしています。

利用料金についてですね。減免の要件も設けてあります。就学援助を受給している世帯の方は、お子さん1人当たり月額3,000円の減免をしております。それから、きょうだい複数通所する世帯、お子さんが3人、4人同時に学童保育に通われる場合は、月額上限として、おやつ代込みで3万円までというかたちにしております。減免を受ける場合は、減免申請書というものをお渡ししますので、そちらを記入して各クラブの方までご提出ください。世帯上限の方はおやつ代込みになりますので、3万円からおやつ代×児童数、基本的に、

多分その4人以上通うご家庭じゃないと、そこは3万円は超えてこないかなと思いますので、4人だとして、おやつが2,000円なので、 4×2 が8で8,000円、3万円から8,000円引いた22,000円が利用料金の上限というかたちになります。この減免措置が重複した場合ですね、ちょっと計算をしまして、安くなる方を選択して利用料金の設定をいたします。

その下ですね、利用料金についてちょっと細かいことが書いてあります。この月額利用料ですね、毎月5日、休日の場合は翌営業日、ゆうちょ銀行から引き落としにて徴収をさせていただきます。出席の多寡による日割りや欠席を利用とする返納は行っておりません。利用料金の支払いはゆうちょ銀行からの引き落としとなります。引き落とし日、毎月5日と5日に落ちなかった場合は、もう1回20日に引き落としをかけますので、後で各クラブからの説明でお渡しする自動払い込み申込書というものをご提出ください。

ただ、5日も20日も両方とも引き落としができなかった場合は、現金にて徴収をさせていただきますが、その場合、入金手数料が必要になってきますので、1世帯当たり210円の加算をした額での徴収となりますのでご了承ください。

急な引っ越しとか転勤とかですね、月の途中、毎月16日以降に突然入所が決まったという方に関しては、初月の利用料は半額とさせていただきます。

あとですね、食物アレルギー等により、各クラブで用意するおやつまたは給食を食べることがどうしてもできないというお子さんについては、ご自宅からおやつなりお弁当なりを持って来ていただくというかたちになりますので、その場合、食費の徴収はありません。

食物アレルギーの対応についてはですね、各クラブの説明会で指導員さんに相談していただいて、クラブで用意するおやつの除去食で対応できるのであれば、そのようにいたしますし、どうしてもそのアレルギーの種類とか程度によって難しいということであれば、ご家庭からの持参をお願いすることになるかと思いますので、ご相談ください。

はい。その他の費用としてですね、入所時に入所保証金としてお子さん1人当たり1万円お預かりさせていただきます。これは退所される時には返金をいたします。年度初めでね、いろいろものがあるような時に入所補償金1万円お預かりするっていうのもちょっと心苦しいんですけども、何かあって、利用料金が払えないまま1ヶ月、2ヶ月経ってしまったって、学童保育をやめるという場合の、利用料金の一部として充当させていただきますので、申し訳ないんですが、1万円の入所時のお預かりをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

あとですね、各学童保育、放課後児童クラブでは、別途父母会費を徴収する場合があります。父母会についてはですね、来年度からちょっと大幅な組織変更をしている最中です、各クラブで。なので、父母会費についても、父母会費を徴収するクラブもあれば、父母会費を徴収しないクラブもあって、まだ決まってないクラブもあるかと思うので、そこらへんは各クラブの説明会、もしくはその4月に行われる最初の説明会ですね、そちらの方で詳しい説明があるかと思しますので、ひょっとしたらあるかもしれないし、ないかもしれないというところをお願いします。

あとですね、土曜日や夏休み等、朝からお子さんが学童保育に通われる場合のお昼ご飯はクラブの方で用意をいたします。1食 250 円です。徴収方法についてはまた別途お伝えをします。

ただ、この4月1日からの春休みに関してはですね、ちょっと準備が整っておりませんので、4月1日からの春休みの分に関してはそれまでのクラブのやり方でそのまま徴収をしますので、ちょっとクラブによっては 250 円じゃなくて 300 円のところもあったかと思しますので、その辺は、申し訳ないんですが、クラブの説明会の方で春休みの食費については説明を受けてください。夏休みからは必ず統一をします。

あとですね、イベント参加時、各クラブでいろんな行事だったり、いろんなイベント、映画を見に行ったり、ボウリングに行ったりとか、キャンプとか、それぞれのクラブで色々企画があるかと思うんですが、その時にですね、実費としていくらか参加費を徴収する場合があります。こちらの方もまだ決まってない部分も多いので、で、こちらのイベントに関しても参加は特に強制ではなく、希望される方だけの参加になると思しますので、参加される場合は参加費として徴収をお願いする場合がありますのでご了承ください。

で、土曜保育。土曜日もお仕事の方は土曜日でもご利用いただけるので、土曜保育や夏休み期間の追加料金とか、時間による延長料金などは一切ありませんので、年間通して一律の利用料金でご利用いただけます。

次、3ページになります。保険についてということで、別紙参照って書いてあるんですけど、ごめんなさい、新しく入所される方は、この後の説明会だったりとか来週の説明会でまた保険に関する資料をお渡しします。ごめんなさい、ここにはちょっとつけてないんですけども。保育中の事故とかお怪我に関しての保険に法人として加入している保険があります。「施設賠償責任保険」っていうのと、「普通障害保険」、この2つは法人として加入をしています。ただ、万が一、その学童保育内で起きた怪我とか事故でも、その状況によっては、学童保育の、その法人として加入している保険が使えないというような恐れがあることも、可能性もあります。なので、学童保育所、そうですね、

学童保育利用される場合は、「個人賠償責任保険」というものの加入を条件として必須としております。なので、未加入の方には、当法人を通じて個人賠償責任保険加入していただけますので、そちらの申込用紙もその保険の説明の紙についてますので、また説明を聞いていただければと思います。ただ、ご自宅の火災保険の特約についてたりとか、お父さんが入ってるよ、お母さんが入ってるよっていう場合も結構あるので、ちょっと調べていただいて、同居のご家族であれば、例えば、お父さんが個人賠償責任保険に入っていれば、同居のご家族のお子さんは適用されるはずなので、ちょっと家に帰って、保険の証書とか見ていただいて、個人賠償責任保険うち入ってるから大丈夫だわっていう方は、入所申込書っていうのをこの後書いていただくんですけども、そこに個人賠償責任保険の保険会社を書く欄があるので、ご自宅でもうすでに加入されている方は、保険会社の名前をそこに書いていただければ大丈夫です。心配だわとかうち入ってないわっていう方は、よければ当法人が仲介している、東京海上さんになります。東京海上さんの個人賠償責任保険に加入していただければと思います。4月1日からの年間保険料2,100円になります。また詳しい説明は後からあると思いますので、わからないことがあれば聞いてください。

その次に、7番、非常連絡についてですね。これは警報が出た場合の対応になります。4月1日からその最初の入所された方向けの説明会までの間に警報が起きないとは限りませんので、ちょっとここで少し説明をさせていただきます。津島市を含む地域への特別警報、暴風警報、暴風雪警報、地震情報、Jアラートなどの警報発令時には、基本的に学校に準じる対応になります。なので、学校が休みの時は学童保育所も休みですという理解をお願いします。学校も何かあった場合には保護者の方に一斉で、一斉連絡があって、お迎えをお願いしますっていう連絡があると思います。学童保育の方からもそういう連絡が入ります。なので、ちょっと警報出そうだなみたいな天気の時には、ちょっと気を付けていただいていると助かります。

警報発令のタイミングによる対応として、学校が休みの時は、学童保育所も休みなので、登校前に警報が発令された場合は、学校は当然休みなので、学童保育所も休みです。学校に子どもが行きました。授業を受けてます。下校前です。その時点で警報が出た場合は、お子さんは学童保育所には帰ってきません。学校待機になりますので、学校の方にお迎えをお願いしたいと思います。こちらは学校の先生ともちゃんと申し合わせができてますので、一斉下校、保護者のお迎えじゃなくて、もう警報が出たので一斉下校させますっていう連絡があった場合でも、学童保育に通っている子は一斉下校しません。学校に残ってます。なので、学校もしくは学童保育所から連絡が入りますので、学校にお迎えを行ってください。学童保育所はその日は開けません。閉所になります。

学校下校後、学童保育に帰ってる時点で警報が発令された場合は、当然、学童保育所で待機になりますので、なるべく早いお迎えをお願いいたします。

学校休業日と夏休みなんかで、朝から子どもたちが学童に来てる場合も、同様に学童保育へのお迎えをお願いします。

警報発令前でも、学校が危険として判断して一斉下校となった場合は、警報発令時の対応と同様の対応になりますので、また学校の方にお迎えをお願いいたします。

その他注意事項としてですね、この3ページに1番と4ページに2番があるんですけど、ここも入学前に絶対知っというてほしいので、ちょっとここに載せました。

下校時の移動についてです。8校区のうち6校区は学校敷地内に学童保育所がありますので、学童保育の子は直接学校から帰ってくるんですけど、一応、通学団っていうものがあります。下校時の通学団は、登校時の通学団とは違う通学団になります。朝、近所の子たちが集まって登校する通学団がありますよね。で、学校に行きます。で、帰る時に並ぶのは、学童保育に帰る子どもだけの通学団があるんですよ。なので、そっちに行っていたかないと、登校時の通学団と一緒に並んじゃうと、そのままお家の近所まで一緒に帰ってきちゃう。でも、おうち、誰もいないよみたいな話になって、その、大変なことになるので、もちろん学童保育の指導員もその学童保育の通学団のところに行って、ちゃんと学童保育に帰ってくる子がちゃんといるかどうかというの確認をしますけれども、とにかく4月は、担任の先生も把握できてない、子どももよくわかってないっていうところで行き違いが発生する可能性があるんで、登校時の通学団と下校時の通学団が違うということは、お子さんはもちろんなんですけど、登校時の通学団の団長さん、6年生のお子さんが多分団長さんとか班長さんされると思うんですけど、そのお子さんにも伝えていただく。で、当然担任の先生にも伝えていただく。この3つはちょっと押さえておいていただきたいかなと思います。

子どももね、慣れないうちは学童帰るんだよってあれだけ言っても、先生がこっちに並べって言ったからみたいな感じで、違うその登校時の通学団に並んじったりすることもあるので、そこは担任の先生、本当に通学団の班長さん、それからお子さんにもしっかり伝えておいてください。学童保育の指導員もちゃんと1年生揃ってるかどうかというの確認をさせていただきますけれども、ご家庭の方でもご協力の方、よろしくをお願いします。

あと、4ページの②番ですね、学童の欠席連絡についてです。学童保育を今日はお休みします。登校時の通学団と一緒にお家に帰りますっていう場合があるかと思います。例えば、お母さんが水曜日休みだから、水曜日は学童じゃな

くってお家に帰ってきていいよってなった場合は、水曜日の下校は登校時の通学団になります。学童保育をお休みするよっていうことは、学校からは学童保育に連絡が入りません。なので、連絡帳に今日は学童ではなく自宅の方に帰りますよっていうことも担任の先生に伝えていただくのと、あと学童保育の方にも今日はお家に帰るので学童保育所お休みしますよっていう連絡を必ず入れてください。

学校を休まれる場合とか、具合が悪くて迎えに行つて早退した場合で学童保育をお休みする場合も同様に、学童保育には必ず連絡をお願いしたいです。電話でもいいですし。うん、そうですね。電話、FAX もありますけれども、基本電話連絡を1本していただけると助かります。帰ってくる予定なのに、予定の子が帰ってこない、学童保育の指導員は保護者の方に連絡をすることになります。なので、必ずお休みをされる時は、保護者の方から学童に連絡をしてください。学校に連絡したからいいやつて思つてると、学校から学童には連絡が入らないので、そこは申し訳ないです。お手間ですけども、学校と学童と両方連絡をください。

春休みの生活です。2024年度の新人児童の受け入れは4月1日から行います。4月からの新しい生活に親子ともに期待が膨らむ一方で、不安も多いかと思ひます。春休み期間中から学童保育を利用していただき、指導員や先輩保護者に気軽に相談して、1日も早く学童保育の生活に慣れていただくことをおすすめします。春休み期間中に学童保育を利用されない場合でも、開所時間内にお子様と来所し、学童保育の場所の説明、ここに通うんだよってということとかね。あと、学校の後には学童保育へ帰ることをお子様にも話していただき、指導員の顔も覚えていただけたらいいかなと思ひます。

4月1日からの利用希望される場合はですね、この後、各クラブから配布される新入所生春休み当初予定表にご記入の上、3月26日火曜日までに学童保育所まで提出してください。

その下に、春休みの生活1日こんな感じだよっていうことを大体ですけど書いてあります。8時から開きますので。ごめんなさい、ちょっとずれてますね、これね。8時から開所しますが、大体9時ぐらいに朝の会があります。なので、1日保育の場合は、9時までには必ず学童保育所に来るようにしてください。遅れる場合は連絡をください。

9時に朝の会があつて、その日の連絡事項とかが指導員の方から話があつて、学習、読書の時間があります。そのあと、自由遊びの時間があり、12時、12時ぐらい。だいたい11時半になってますけど、12時ぐらいにお昼ご飯の時間があります。そのあと、ちょっとお腹を休めて、自由遊びがあつたり、全員で取り組みをする時間があつて、3時ぐらいにおやつを食べます。その後また

自由遊びの時間があって、保護者の方が仕事が終わったら順次お迎えに来ていただいて、19時、7時に閉所というかたちになります。

春休みの持ち物としてはですね、小学生のお兄さんお姉さんたちが学習の時間というものがありますので、新1年生のお子さんも学習または読書の用意を持ってきていただけると、一緒に静かに過ごしていただけるかなと思います。あとは、筆記用具とかお絵描き帳とかも持ってきていただいても大丈夫です。ただし、ゲームやカード類は禁止しておりますのでご注意ください。漫画とか本などもクラブには用意してありますので。ただ、ご自宅から持ってこられる場合は、持ち物には必ず、必ず名前を書いてください。いろいろなものがよく迷子になっていますので、一旦なくなってしまうとちょっとね、なかなか戻らないので、必ずお名前を書いてください。

あと、春休みの出欠についてはですね、ご家庭でも控えていただいて、予定が変わる場合は必ず前日までに各クラブに連絡をしてください。

利用初日にですね、以下のものをご用意ください。ということで、持ってきていただきたいものは着替え一式です。下着や靴下も全部含めてとりあえず1セット。巾着袋でも体操服入れみたいな袋でもいいので持ってきてください。子どもは何があるかわからないので、急に全身汚すこともあります。なので、着替えは必須です。で、季節に合ったものをご用意いただきたいので、春休みでしたら春先に着るような感じの服を持ってきていただいて、汗ばむような季節になったらTシャツに変えていただくとか。各クラブにですね、ロッカーが、子どもたち1人1人にロッカーがありますので、そこに置いておいていただけるといいかなと思います。

その他としては、プラスチックのコップや座布団などを持ち物にしているクラブもありますので、ちょっとこの後、クラブの説明会の方でお尋ねいただければと思いますが。お手数なんですけど、持ち物、服もそうなんですけど、必ずお名前を書いていただけると助かります。子どもたち、今日みたいなあったかい日だとね、朝寒いからってジャンパー羽織って学校に行きますね。で、学童で脱ぎますね。遊んでる時、暑いのでポイってそこら辺に置いて脱いで、そのまま忘れて帰っちゃうんですよ。で、じゃあこれ誰の、っていうことがちょいちょいありますし、その、なかなかね、持ち主に戻らなかつたりもしますので、服でも、ちょっとお手数なんですけど、お名前を1つ書いていただけると、ちゃんとお手元に戻るかと思っておりますので、ご協力の方、よろしく願いいたします。

そうですね、この後、東小の学童と高台寺の学童は後日の説明会になりますけれども、この後、それ以外の校区の方は、それぞれ分かれて説明会をちょっと開催しますので、お時間長くなって申し訳ないんですけども、そちらの方

で説明聞いていただければと思います。

色々ね、学童保育初めて入られる方、今回の指定管理者の変更のこととか、いろんなことでね、不安なこととか、心配なこととか、たくさんあると思います。小学校も初めて、学童保育も初めてっていう中で、すごい心配なことたくさんあると思うので。ただ、各クラブには指導員がいます。で、そちらの方にお気軽にお尋ねいただければと思いますし、気になったことは本当に都度伝えていただけると、今後の運営にも生かれますし、保護者の方、それから子どもたちに寄り添ったあたたかい学童保育にしていきたいと思ってますので、そのあたりもご協力の方、お願いできたらと思います。ありがとうございました。

(4) 質疑応答

(津島市)

ありがとうございました。それでは、次第の4であります。質疑応答とさせていただきます。これまでの市長及び理事長さんからの説明につきまして、ご質問等がございましたら、挙手をお願いしたいと思います。

できればその際にですが、どちらのクラブかお名前をいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。どうでしょうか。

(保護者)

明日葉さんの白紙撤回申し出書の理由に「市民や利用者による事業者反対運動が起こってる中で、事業者変更を進めることは市民の理解が得られないと判断すること」とありました。私もそうなんですけれども、説明会に出かけた保護者さんは、納得する理由が欲しくて出かけて、その中で、質問、質疑応答の中で、疑問とか質問とかを聞いただけなんですけれども。その回答も、二転三転する回答だったり、検討しますっていうかたちの回答だったりっていうかたちだったので、納得する理由が、納得する回答が得られなかったっていうことをすごく感じてます。で、大切な我が子を預けるからこそ、疑問に思うことを質問するっていうことだったんですけれども、納得した上で、安心して預けたい、そう思うの当たり前のことではないのでしょうか。市としてはどのように思っていたのか。で、先ほど反対意見が続出したためっていうふうに言われたんですけれども、保護者が質問してはいけないのでしょうか。疑問に思うことを聞いてはいけないのでしょうか。それが反対意見というかたちになるのでしょうか。

また、あのお金これだけ出しているっていうことが伝わっていないというふうに市長がおっしゃってましたけれども、保護者が今の学童を継続してほしいとタウンミーティング、市長への手紙、子どもたちから市長へ宛てた手紙で伝えていたと思います。それは伝わってたのでしょうか。

明日葉さんが言う理由のように反対運動が起きたっていうふうに感じてみえるのか。市長も報告を受けてると思います、説明会の。それはどのように思っていたのか、市長と市の方とそれぞれ聞かせていただきたいです。

(津島市)

はい、ありがとうございます。明日葉さんがですね、いろいろ説明会を開いたという中で私が報告を受けたのは、先ほどもお話したようにですね、非常に、利用料金の設定とかですね、そして、おいしい給食がどうしても欲しいんだというようなお話などなど、そういうようなお話が何度も繰り返あったと。

それがですね、時間がなかなか、それに対して、なんというか言いますかね、この混乱のようなかたちになってしまっておるといようなことで、これをですね、やっぱり続けていくことは非常に厳しい状況だろうといようなかたちでございます。なんて言いますかね、正確に説明しようにもなかなかその場の雰囲気非常に厳しい状況であったといような報告を受けておりました、そういう状況が続くのであれば、やはり指導員の皆さんのですね、雇用に関しましても十分な時間でお話ができないと、こちらの方としてはですね、説明会を何度も先ほどお話したように設けさせていただいたんですが、設けさせていただけおる中でもなかなかですね、次に進むような、ステージに進むような状況になっていないといような報告を受けました。ということですので、これは4月にですね、学童を市としてお願いするには少し無理があるなといふふうに私が判断したということでもあります。

(保護者)

それは反対運動があったっていうふうに捉えて見えるのかどうか、先ほど聞いたと思うんですけども、どのようにお考えっていう。

(津島市)

反対運動と言いますかですね、よく理解をされてみえないと。6千何百でしたか、反対運動、署名運動いただきましたが、その内容を私も色々お聞きしました。議会の議員の皆様もお聞きになられたけれども、中身がですね、よく伝わっていないまま反対運動に署名をされた人がたくさんいらっしゃるというようなお話もお聞きしております。なのでですね。そういうことも含めて、今回この全力投球ということでお話をさせていただきましたが、市の方から、お金が入ってないというふうに勘違いして見える方もいらっしゃいました。1億数千万市が学童保育に関しまして支援、支援といいますか運営に対して進めておるのであるけれども、知らなかったわと、そうだったのといようなお話も大きくお聞きしております。それで、愛知県で2番目に、1人当たりのこの指定管理料をお出ししている。それがまた人件費に、人件費にもなっておる指導員の

お給料・・・

(保護者)

市長さん、市長さん、先ほどお金・・・

(津島市)

と、いうことでありますので、ありますので、そういうことをご理解の上です。反対運動がよくわかりませんが、これだけのことになっておるのは私も驚いております。

でも、でもですよ、県下でトップクラスの学童さんへの支援をさせていただいておる・・・

(保護者)

市民の声を聞いてくれないんですか。

(津島市)

ということでございます。市民の声は聞いております。市民の声を聞いておるから、今日ここにお邪魔をしてですね、しっかりとご説明を差し上げたいということでございます。ですので・・・

(保護者)

私たちが理解してなかったという認識でいいんですか。

(津島市)

理解を試みえたかもしれませんが、それを正確に、正確にですね、保護者の皆さん、新しく入られた皆さんに伝わってないのではないかと、これが事実でございます。

(保護者)

私たちの声は正確に市に届いていたのでしょうか。私たちの声はちゃんとタウンミーティングだったり、市長への手紙だったり、子どもが市長へ宛てた手紙で。きちんと理解されてたのかなって。されててこういうことになったのか。

(津島市)

理解しております。

(保護者)

正確に理解された上でこういうことになってるってということですか。

(津島市)

もちろん、もちろんです。ですので、先ほどもお話をいたしましたように、津島市はですね、愛知県でもトップクラスのこの指定管理料をお支払いしておるのにもかかわらず、保護者の保育料が高いと。これはどういうことかという原点でございます。これだけ、愛知県で2番目に、トップのですね、お1人当たりの指定管理料を津島市は学童さんにお支払いしているにもかかわらず、こ

の市長への手紙の中ではですね、近隣市よりも倍も3倍も高いんじゃないかと、保育料が。

(保護者)

その手紙って何年前の手紙でしたっけ、利用者の手紙でしたっけ。利用者じゃない人がそういう噂を聞いて書いた手紙でしたよね。

(津島市)

違います。

(保護者)

違います。

(津島市)

違います。

(保護者)

違います。

(津島市)

違います。違いますので、今。

(保護者)

切り取りましたよね、その手紙って。

(津島市)

切り取りません。

(保護者)

津島市の子育てに対することの最後の方にちよろっとあった学童へのことと、最後の津島市を出ていきたいっていうような、すごく仰々しくタウンミーティングの時に話されてましたけども、ね。切り取った手紙の内容で何年も前のことを読み出して、それを捨てゼリフのように言って退出されましたよね。

(津島市)

いや、全然違います。今ここでこういう議論をするつもりはないんですが、では、読み上げてまいりましょう。

はい、読み上げます。2023年1月30日に届いた手紙でございます。学童保育の料金が近隣と比較して高額であり、なぜこのように金額の

(保護者)

手紙じゃありません

(津島市)

格差があるのか。津島市1年生、2年生14,000円、あま市、弥富市5,000円、稲沢市4,000円、愛西市6,000円・・・

(保護者)

時間の無駄なので、最後の1通だけ読んでください。

(津島市)

一般的なパート従業員の家庭では料金が高額なため預けることをやめ、やむを得ず小学校進学時に勤務時間を減らし、収入がかなりダウン・・・

(保護者)

私たち利用者はずっと納得して満足して今の放課後のおうちを利用しておりました。で、その満足しているっていう内容の手紙は何通ありましたか。反対の手紙は何通でしたか。

なんで顔も名前も出して喋っている私たちの声が届かずに、匿名のそういう手紙だけを読み上げるんですか。

(津島市)

届いております。

(保護者)

変えないでとどんだけ伝えたことか。それを伝わってないって、伝わってまですってよく言えますね。

(津島市)

伝わっております。伝わっておるものですから、これらの声なき声も含めて公募にさせていただいたんです。公平にやらさせていただいたということでございます。ということでございますので。

(保護者)

公募のね、項目は誰がどう考えたんですか。保育の内容というものが全くない、あの選定の項目は誰が考えたんですか。

(津島市)

それは担当が考えたと思いますが。

(保護者)

確かに安いに越したことはございません。ただ、質がこのままの状態であくなることを私たちは望んでいるんです。

他の市町村、他の市町村とおっしゃってますけども、他の市町村、高学年の利用率どれくらいかご存知ですか。

(津島市)

申し訳ございませんが、今読まさせていただいたのはですね、私の意見ではございません。市長への、私へのですね、本当に切実な市長への手紙をですね。今ここにありますので、読まさせていただいたと。

(保護者)

最後の1通だけにしてください、時間の無駄です。

(津島市)

ということでございます。というようにですね、私、市のトップがお話をして

いるのにそういう言い方をされるということ自体がですね、本当によろしいのでしょうか。

先ほどもお話したようにですね、私どもと言ってもいいんです、学童さんと私どもは、平成25年から令和2年、先程のあるようにですね、一緒になって学童を育てていくために国に要望を出し、この補助金を獲得してきた歴史があるんです。ですので、今回はこのようなお話があるわけですが、一体となって理事長さんともやってきたつもりであります。そういう結果のことで、この津島市がですね、この学童さんへのこの指定管理料をですね、大幅に、この間、6年間で3倍という高額なお金をですね、お支払いしてですね、第2の我が家と言えるような学童を目指してきたということでございます。

(保護者)

伝わりました。ありがとうございます。じゃあ、なんで大失敗したと思うのか。政治生命をかける、どっかで聞いたような気もするんですけども、この意向が大失敗したと思うのか。市長はどうお考えなんですか。

(津島市)

この件は、ここにお集まりの皆さんがいらっしゃるようにですね、有権者の皆さんがいらっしゃるんです。ですから、この今回、学童保育に対する私のこの気持ちもですね、これだけのことを市が進めておるということをまず理解をしていただきたい。そして、今後ですね、そしてまた、先ほどもお話をいたしましたように、津島市は全国トップクラスの子育て支援を目指し、今、小中学校の給食費も完全無料化というようなことなどなど、さまざまな形で子育て支援を市のトップ施策として掲げ、頑張っておるわけでございます。

でありますので、今後もですね、良き関係で、この学童さんと一緒になって、この3年間しっかりと私どもと共同のかたちで学童保育を進めていければいいなというふうに考えております。そういう意味でございます。

(保護者)

いいですか。すいません。市長さんのお話も、それからお集まりの中の皆さんの気持ちもなんとなくわかるんです。

私は去年初めて学童を使い始めたものなんですけれども、いろんな意見がありますし、いろんな親御さんの気持ちもあると思います。でも、NPO法人放課後のおうちっていうのは父母が立ち上げたものなんです。だから、決してその預けてる子どもたちの云々かんぬんってことではなくって、さっきも何回も理事長がおっしゃったように、子どもたちが帰りたい、うちの子どもも帰りたくない、お家に帰りたくない、楽しい場所だって言って通ってます。で、市長さんが云々かんぬん、ちょっとたくさんのお話を聞いてますけども、お金のことは、お金もそれは重々承知してます。で、利用料のこともいっぱい

ありますけれども。じゃあ近隣のところ、例えば愛西市、名前出していいかわかんない。愛西市の方で学童さんに預けてます。愛西市は民間です。ここはNPO法人として市と協力してやっているとあって、民間とは違います。だから、必然的に金額も違うと思います。

それから、お昼ご飯。お昼ご飯なんですけども、皆さん、今、例えばランチを食べに行く、子どもさんたちとどっか食べに行った時に、大体1人当たり500円で食べれないんじゃないでしょうか。でも、NPO法人放課後のおうさんは今250円なんです、税込みです。まかないのおばちゃんとか指導員さんたちが温かいものを出してくれます。

食べれる子、食べれない子、色々あると思うんですけど、そういうことも兼ねて、全部NPO法人さんの指導員さんたちがちゃんとやってくれるんですよ。アレルギーのある子の対応もしてくれます。

他のところ、他の市町村が安い、その意見は私も分からなくもないですけども、お母さんたち働いてて、今、津島市の皆さん、今ここで学童に入れてる方たちがお昼の用意って大変じゃないですか。自分の子どもたちのお弁当なんですけども、自分の子どもなんですけども、お買い物行って、作って、お弁当に詰めて、冷めるまで待って、帰ってきたらお弁当洗う作業もあって、明日は何にしようかなって献立を考えて。それって毎日毎日大変なことじゃないですか。仕事をしてます。フルタイムで働いてる方たちもいらっしやると思います。そういったことも諸々考えた上で、愛西市なんかは、お弁当、もう夏休みってね、もう嫌なんだわねってお弁当作りしなきゃいけない。1人ならまだしも2人、私も3人のママなんですけども、3人分作らなきゃいけない。もう大変。いいよね、津島は。学童で用意してもらえるもんね。働いてるから多少のことはなんとかなるんだわね。

だから、あの、お金のこと云々かんぬんはちょっと置いといてもらって、明日葉に変わるっていう話もありましたけど、市長さんに届いた手紙もありましたけど、今、結果的にNPO法人に戻ったから、ひとまず過ぎたことはちょっと丸く収めてもらって、これからいい方向へ持ってっていただけるといいかな。

新しく入る人たちは、あ、こんなふうだったな、こういうところを改善してほしいなとかあってあれば、また各指導者さんに伝えればいいことなので、それでいかがでしょうか。

この説明会、これで終わっていいですか。皆さん。

(拍手)

(津島市)

はい、どうぞ。

(保護者)

すいません。市長にご提案したいことございまして、聞いていただけますでしょうか。

(津島市)

もちろんです。

(保護者)

ではですね、条件のうち「市連協」を切り分けるということで、今、保護者の団体として切り分けるようなかたちさせてもらってます。

で、正式にそれが動き出すのが、市連協総会が5月にありまして、そのところで議決を取って、完全に看板から全部入れ替えるふうで考えております。

で、純粋な保護者の意見っていうことになるものですから、その団体は。今後、市とも協議させていただいて。議会の方の中継見さしてもらいましたけど、非公募も視野に入れてというようなね、お話もありましたし、その辺も含めてちょっと保護者の会代表者としてちょっとお話させていただくことってできないかなって思いまして。そのご提案なんですけども。どうでしょうか。

具体的に言いますと、公募にする、非公募にするっていうところでの意見聴取。あと、公募になった時のどういったところを評価して考えるのかっていう選定の基準とかですね、そういったことに対して、まずそこから保護者の意見が入れば、今回のような揉め事はかなり避けられるのではないかと思うんです。そういった意味で、保護者の意見を反映させていただけたらなと思ひまして。

で、その反映に関してご協力は惜しみませんので、市と共に子育てナンバーワン、学童の方でも取りに行こうじゃないですか。どうでしょう。

(津島市)

ありがとうございます。本当にですね、いろんなやり取りがありましたが、目指すのは子育てするなら津島と皆さんに言っていただきたいんですよね。そしてまた、こんな津島市どうもならんと、出てこまいというような形ではなくて、やはり先ほどお話したようにですね、いろんなことで今子育てに、これは投資と言いますかですね、本当に将来の投資だと思って、これは皆さんと同じだと思っておるんです。

ですので、それが大原則。あと、選定の公募の項目についてどうのということ、やはりちょっと私もタッチしてませんので、実はタッチしてないんです。ですので、やはり選定委員の皆さんにですね、ある程度任せておるので、そのあたりのところはですね、やはり今後それがより良い学童を目指すステップということであれば、それも考慮してもいいのではないかなと私は個人的には思っております。

いずれにしてもですね、本当に今までも実はそうだったんですけどね、このこの6年、7年の歴史は一緒にやってきたはずなんです。国への要望も。そういう補助金を取りに行くことも一緒にやってきたんです。で、今回こんなふうになってしまったのが非常にちょっと私も戸惑っておるんです、実は。ですので、なんとか良かったなど、この津島の学童、さらにステップアップして良くなったなどということですね、この3年間で市と一緒にやって作り上げていこうじゃないでしょうか。

(保護者)

で、すいません、その公募についても、公募の仕方っていうのを独自に作っていただくことも含めてルールを作れるはずなので、市長なら。利用者が固定される事業なので、ただの公募とはちょっと意味合いが違ってくるので、津島市はこうするって言って、その学童の公募のシステムはこの選定基準ということで、新たに作ることも含めて私ども協力しますので、どうかご一考をよろしくお願いします。

(津島市)

わかりました。前向きな話であれば、これはどしどし、やっぱりこれからはそういうことをございます。挑戦、挑戦が新しい姿、創造していくということです、ぜひそういうことをご理解をいただければ一緒にやっていきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

(保護者)

すいません。うん、その気持ち。うん、一緒です。はい、一緒にやっていきましょう。よろしくお願いします。

(拍手)

(津島市)

はい、ありがとうございました。いろいろご意見をいただきましてありがとうございます。他にご質問ありますか。

(保護者)

まだ学童に入ってなくて、新1年生なので、ちょっと今の話とかもう全然意味わかんなくてすいません。で、学童の質問をしたいんですけど、明日葉さんの話を聞かせていただいて、あったかい給食をすごい今いる方こだわられてるんですけど、保健所的にNGなんで無理ですって言ってたんですけどね、その明日葉さんは。で、今回そのまま続けるってことだったんで、うちのにはあったかいはありがたいんですけど、また食中毒とかO-157とか起こして働けなくなるのとかね、子どもの命が危ないんだったら、冷たくても弁当でもいいって意見もあるとは思うんですけど、それって解決してるのかっていう話と。

あと、まだ、入ってなくて、7月から入りたくて、途中から入るのは可能か、定員はどうなってるのかと。

それによって別途父母会が必要なら入りたくないっていうふうに思うので、そういうのを提示していただければと思うんですけど。で、一応。そうですね。そんな感じです。お願いします。

(NPO法人放課後のおうち)

はい、ありがとうございます。明日葉さんの説明会で、その保健所っていう話が出てたと思うんですけども、保健所には、その給食事業をしているわけではないので、学童保育所は。学童保育のNPO法人放課後のおうちの職員さんが給食を作るにあたっては、営業届っていうものが必要になるだけなんです。で、営業届を出すためには、食品衛生責任者っていう人を1人置かないとダメなんですけど、それは、各施設に食品衛生責任者を置いて、営業届は保健所の方に出してますので、法律上にはなんら問題はありません。

もちろん衛生管理もきちんと行って、万が一食中毒なども出ないようにには衛生管理もきちんとしています。

ただ、万が一、本当に万が一出た場合も、施設賠償責任保険っていう保険にも入っておりますので、その辺りまでしっかりと考えております。はい。

ご心配なことはたくさんあるかと思えますけれども、衛生管理も、検食とか学童保育もね、安全計画っていうのが義務化されたので、その中でもかなり食についても厳しく計画も立てて安全管理もしていけないといけないということになってるので、今まで以上に令和6年度しっかりとやっていこうと考えております。

夏休みだけの預かりは。今ですね、現在も定員になっている施設がいくつかあります。校区ってどちらになりますか。

(保護者)

蛭間ですね。

(NPO法人放課後のおうち)

蛭間でしたらもう少し定員までは枠がありますので、その夏休みだけの受け入れということも可能かと思えます。また、多分5月か6月ぐらいにはお知らせ・・・

(保護者)

年度の途中、夏からずっと入りたいんですけど。

(NPO法人放課後のおうち)

うん、夏からずっと。定員に空きがあれば、そこは途中で入所していただいても大丈夫です。

はい。ただ、もう4月の時点で定員がいっぱい施設に関しましては、今後

の新入所がちょっと待機児童になるというかたちになりますので、そこは大変申し訳ないんですが、よろしくご理解お願いします。

あと、父母会についてなんですけど、今までは学童保育に通ったら父母会に入ってねみたいなきもちだったんですけど、そこらへんも任意というかたちにしますので、学童保育に入ったからといって必ず父母会に入らなければならないというわけではなくて、もちろん父母会入りませんか、っていうお誘いはありますけれども、お断りしていただいても大丈夫です。はい、よろしかったですか。

(保護者)

入所保証金って、また3年後変わるかもしれないですよ。その時絶対返ってくるのか。

(NPO法人放課後のおうち)

絶対返します。大丈夫です。

(津島市)

もう1点補足で、明日葉の関係なんですけど、ちょっと明日葉が今日出席はできないので、代わりにご説明をさせていただくと、明日葉は、その給食業務を行う上では、明日葉のグループ内に実際学校給食とか病院給食をやっている事業所があると。その関係で、明日葉がもし給食を学童保育でやる場合には、営業許可を取れる施設でなければやりませんというお立場でしたので、明日葉としては、今の津島にあるこどもの家がそういった営業許可を取れるような施設とはなっていないことで、やりませんという立場だっただけで、今のNPOさんがやってこられたことについては決して全然違法であるわけでもないし、実際きちっとやっていただいているので、そこはご安心をいただければと思っております。

(保護者)

はい、ありがとうございます。

(保護者)

すいません。NPO 法人さんの方に質問です。質問というかご提案というか。先日、先ほども安全管理のことで、在所児童以外のクラブ室の立ち入り禁止ということについて通知があったんですけども、今の津島の学童は、卒所生にとってもまだ第2のお家であって、うちの息子もそうなんですけど、中学生、高校生になっても、モヤモヤしたりとか、嬉しいことがあった時とか、人生の節目節目、指導員さんとか後輩たちに会いに立ち寄って、そこでホッとできる場所であって。で、お兄ちゃん、お姉ちゃんが通っている、弟たち、妹たち、未就学児にとっては、自分のお兄ちゃん、お姉ちゃん以外の先輩たちが自分に優しくしてくれて、で、いつか自分もここに来るんだ、行くのが楽しみな

んだっていうふうに、こう、ワクワクするような、そんな場所になってると思うんですね。クラブ室に在所児童以外が入れないってなると、それがなくなってしまわないかっていうのと。

あと、今年、私、学童保育について色々勉強させていただきました。で、その中で、国が出している放課後児童クラブ運営指針において、保護者と学童保育運営者と連携することについてっていうのにも取り上げられてますけども、自分の子どもが受けている保育がどんなものか、どんな子と遊んで、どんな遊びをしてるのか。百聞は一見に如かずと思うんです。実際に見ることが一番よくわかると思うんですけれども。今のNPOがそういう保育であると言っているわけでは全くないんですが、親に見せられない保育をするような保育の運営団体がそういう対応になりそうじゃないですか。

今からそういう対応をしてると、3年後、もし次に運営が変わるってなった時に、保護者に見せられない保育となってしまう下地のようなものができてしまうんじゃないかっていう、ちょっとそういう心配をしてしまうんですね。

危険なことは初めからさせなければいいっていうのは、どこぞの企業さんと同じようなやり方じゃないかなっていうふうに思うんです。どうにか津島の学童のこのアットホームな感じ、これも良さだと思うんですけれど、それを残す方法を一緒に検討させていただけないでしょうか。

(NPO法人放課後のおうち)

はい、そうですね。卒所生の中学生が来たりとか、保護者の方がお迎えの時にクラブ室に入って保育を見たりとか、そういう良さっていうのは1番知ってます。私もそういう中で過ごしてきた保護者の1人なので、それはすごくよくわかります。今回、その通所児童、在籍児童以外は入室禁止としたのは、やはり学童保育所は、入所、こどもの家の利用申請書を出して、市が利用決定通知を出して、市から許可されたお子さんが通う場所です。そこに、その利用決定通知をもらってないお子さんがクラブの中において、もし万が一何かあった場合に、どうしてその子はそこにいたの？っていう話にまずなると思うんですよ。利用の許可をもらってないお子さんが学童の中において怪我をした、怪我をさせられた時に、どうしてその子はその部屋の中において多分みんな思うと思うんですよ。で、その時にちゃんと説明ができない、いや、今までそうやってやってたからっていうのは通用しないと思うんですよね。

本当にその良さは私もすごくわかってるつもりだし、変えたいか変えたくないかって言われたら変えたくないです。ただ、今法人が運営していくにあたって、それを許可できる理由がないです。やっぱり何かあった時に子どもも守れない、保護者も子どもも守れない、指導員も守れない、その中学生なら中学生も守れないような状態で受け入れをしてしまうのはやっぱりよろしくない。そ

の方が一つということには起きないかもしれないけど、起きるかもしれない。故意じゃないかもしれないけど、その中学生になるとやっぱり体も大きくなるし、力も強くなる。今までと同じように接していても、大きな怪我につながることであってあると思うんですよ。本当に子どもたちのことを考えると、本当に私も胸が痛いです。こんな決定をしなければならぬのは、本当に辛い決断でしたけれども、そこは、今の状態ではやむを得ないのかなと思っています。

保護者に関しては原則禁止とさせていただきますけれども、お子さんのことでお話があるとか、今日はこういう集まりがあるからとか、ちゃんと合理的な理由があればそこは入っていただいて構いませんし、保護者の方に保育の様子をお伝えするのは、例えば毎日のお迎えの時に、立ち話なり、例えば父母会ってという名前じゃなくなるかもしれないんですけど、交流会みたいな、その保育報告会みたいな、どんな名前になるかわからないんですけど、そういうものも定期的に行って、指導員と保護者さんと話をし、保育の様子も共有してもらえればいいし、お便りなんかも出してもらえればいいかなと思いますので、保育の様子に関してはお伝えすることはできるかと思います。そこらへんも、何がなんでも絶対入るなっていうことは私も言いたくないですし、その理念にもありますけど、やっぱり保護者と指導員がつながりあって、子どもたちの豊かな放課後のために何ができるかなっていうことも一緒に考えていく。その子どもを真ん中において一緒に子育てする仲間であってほしいと私は思っているので、そこらへんはもう少し仕組みなり何か条件をつけるなり考えて、これだったら安全が確保できるだろうという方策も一緒に保護者の方、指導員とも考えていきたいと思っています。お気持ちは本当に、本当によくわかります。はい、申し訳ないです。

(保護者)

ありがとうございました。

(津島市)

はい、ありがとうございます。すいません、ちょっともう時間が過ぎておりますので、恐れ入りますが、これをもちましてですね、こどもの家の指定管理者変更に伴う説明会を終了させていただきます。

本日は、お忙しい中ご参加いただきましてありがとうございました。